規　則

埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

埼玉県教育委員会委員長　髙　木　康　夫

埼玉県教育委員会規則第十九号

埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十六条」を「第四十四条」に改める。

第二条の見出し中「及び定義」を削り、同条第二項を削る。

第七条第二項中「実績及び行動プロセス」を「職員が設定した目標の達成状況（以下「実績」という。）、職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（以下「行動プロセス」という。）並びに職務遂行の過程における他の職員とのコミュニケーション及び協働に関する行動（以下「チームワーク行動」という。）」に改め、同条第三項及び第四項中「及び行動プロセス」を「、行動プロセス及びチームワーク行動」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　職員が校長、副校長又は教頭である場合における第二項から第四項までの規定の適用については、第二項中「職員が設定した目標の達成状況（以下「実績」という。）、職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（以下「行動プロセス」という。）並びに職務遂行の過程における他の職員とのコミュニケーション及び協働に関する行動（以下「チームワーク行動」という。）」とあるのは「職員が設定した目標の達成状況（以下「実績」という。）並びに職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（以下「行動プロセス」という。）」と、第三項及び第四項中「実績、行動プロセス及びチームワーク行動」とあるのは「実績及び行動プロセス」とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。